

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地につき、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。

935-1

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

(1) 損害項目 避難費用（家賃）

期間 自 平成23年7月25日 至 平成25年7月24日

(2) 損害項目 精神的損害

期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金3,418,450円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 避難費用（家賃） 688,450円

(2) 精神的損害 2,730,000円

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項(1)に掲げる損害項目（同項(1)記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月13日

(仲介委員 高橋英一)

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地につき、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。

935-2

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以上2名を合わせて以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- (1) 別紙物件目録1記載の土地に係る財物損害（住居確保損害を含む。）
- (2) 別紙物件目録2記載の建物に係る財物損害（住居確保損害を含む。）
- (3) 別紙物件目録3記載の建物に係る財物損害（住居確保損害を含む。）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、合計54,482,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 別紙物件目録1記載の土地に係る財物損害（住居確保損害を含む。）  
16,168,000円
- (2) 別紙物件目録2記載の建物に係る財物損害（住居確保損害を含む。）  
30,414,000円
- (3) 別紙物件目録3記載の建物に係る財物損害（住居確保損害を含む。）  
7,900,000円

### 3 支払方法（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年6月5日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 高橋英一)